事前審査の受付の案内

対　象　物　件：**豊島区建築主事に確認申請を行う建築物。**

※建築基準法第6条1項4号に該当する建築物のみを対象とさせていただきます。

事前審査期間：事前審査の期間は、法定日数を目安にしてください。

必　要　書　類：事前審査申込書　×　1部
確認申請書　×　1部
施行規則に基づく図書　×　1部

申請の流れ：**確認申請の本受付は、補正が全て完了したら行います。**
（※許認可申請がある場合は、許認可日と同日で受付が可能）
また、確認申請の手数料は本受付の際のお支払いとなります。

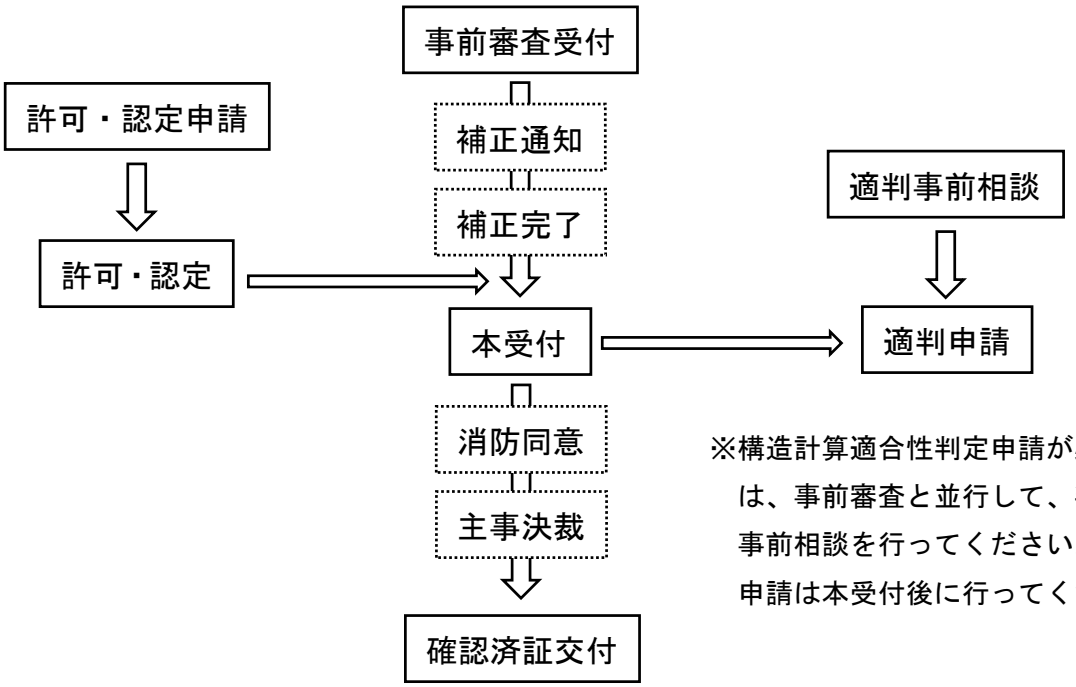

※構造計算適合性判定申請が必要な場合は、事前審査と並行して、判定機関へ事前相談を行ってください。
申請は本受付後に行ってください。

【問い合わせ先】
豊島区都市整備部建築課
意匠審査グループ　03-3981-4975